

兵庫県食育推進計画（第4次）骨子案

目次（案）

第1 食育推進計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の推進体制
- 6 計画の管理
- 7 関係者の役割

第2 食と健康を取り巻く情勢の変化

- 1 食生活と健康
- 2 食料の生産と流通、伝統的な食文化
- 3 食育活動の連携強化、体制整備

第3 第3次計画の評価と課題

- 1 第3次計画の評価
- 2 優先して取り組むべき課題

第4 第4次計画のめざす姿

- 1 取り組みの柱と持続可能な開発目標（SDGs）との関連
- 2 第4次計画における食育推進に関する指標

第5 めざす姿を実現するための施策展開

- （柱1）子どもや若い世代を中心とした健全な食生活の実践
- （柱2）健やかな暮らしを支える食育活動の推進
- （柱3）持続可能な食を支える食育活動の推進
- （柱4）食育推進のための体制整備

参考資料

用語解説

食の安全安心と食育に関する条例
（食育推進計画の関連施策体系）

骨子

第1 食育推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨（はじめに）

- 高齢化の進行の中で、**健康寿命の延伸や生活習慣病の予防はますます重要。**
ライフステージに応じて、適切な栄養バランスに配慮した食事が重要。
- 食に関する価値観や暮らしの多様化が進む中、健全な食生活が困難な場面の増加や、**伝統的な食文化が失われていくことが危惧される。**
- **農業者や農村人口の著しい高齢化・減少。**
- 我が国は食料の多くを海外からの輸入に頼る一方、**食品ロスが発生。**
- 近年、日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発しており、**地球規模の気候変動の影響が顕在化。**
- **新型コロナウイルス感染症**の感染拡大の影響は、**行動・意識・価値観にまで波及。**
接触機会の低減のため在宅勤務の増加や外出自粛により、**在宅時間が増加。**
- 自然災害や新興・再興感染症発生の**有事に備え、家族構成や家族の健康状態に応じた食品を備えておくことが重要。**
- ICT技術（情報通信技術）の進展や社会のデジタル化を踏まえ、**デジタルツールやオンラインを活用した食育**を検討する必要あり。

2 基本理念

- 心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくりの実現

基本的な取組方針

- 食育の推進は、県民が生涯にわたって健全な心身を培うことに資するとともに、食生活が自然の恩恵や多くの人に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながり、持続可能な社会の実現に向けた重要な取り組みである。
- 本計画においては、①全ての県民がさらに食育活動をすすめ、元気な地域をつくる、②県民が生涯にわたり健全な食生活を実践することができるよう、すべての関係者で持続可能な食を支える環境の整備を図る、③“ひょうごらしさ”を活かし、「新しい生活様式」やデジタル化に対応した食育を推進する。
- SDGs への関心が世界的に高まる中、SDGs と深く関わる食育の取り組みにおいても、SDGs の考え方を踏まえて推進することが必要である。

キャッチフレーズ

○ **食で育む 元気なひょうご “実践の「わ」を広げよう”**

ー持続可能な食に必要な、「環境の環（わ）、人の輪（わ）、和食文化の和（わ）」の3つの「わ」を支える食育を推進

3 計画の位置づけ

- 兵庫県食の安全安心と食育に関する条例第6条の規程に基づき、食育に関する施策及びその目標を定めたもの
- 食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画として位置づける
- 「21世紀兵庫長期ビジョン」、「兵庫県健康づくり推進プラン」、「ひょうご農林水産ビジョン」、「食の安全安心推進計画」、「ひょうご消費生活プラン」等との整合性を図り策定する

4 計画の期間

- 令和4年度から令和8年度までの5年間計画

5 計画の推進体制

- 知事を本部長とする「食の安全安心と食育推進本部会議」において計画の進行管理、調査
- 「食の安全安心と食育審議会」において、専門的な視点から推進状況の評価、検証を踏まえた調査

6 計画の管理

- 計画の公表又は変更時は、条例第6条第4項及び同条第5項の規定に基づき公表
- 年次報告は、条例第6条第6項の規定に基づき公表

7 関係者の役割

- 県民（個人・家庭・仲間）
- 学校、幼稚園、保育所、認定こども園
- 職場（事業者）
- 地域団体・関係団体
- 食品関連事業者・健康関連企業、マスメディア
- 市町
- 県

第2章 食と健康を取り巻く情勢の変化

1 食生活と健康 ※図表、脚注は省略

- 人口減少と少子高齢化
- 家族形態の多様化
 - －単独世帯や共働き世帯の増加
- 健康状態
 - －健康寿命、成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
- 食の外部化（外食・中食）の進展

2 食料の生産と流通、伝統的な食文化

- 地産地消の進展、食と農に親しむ機会の増加
 - －食品ロス全国で612万トン（平成29年度推計）
 - －食料自給率37%（平成30年、カロリーベース）
- SDGsへのコミットメント
 - －食育の推進は我が国の「SDGsアクションプラン2021」の中に位置づけ有
- 食文化の継承と創造

3 食育活動の連携強化、体制整備

- 食や健康に関する情報の氾濫
- 新しい生活様式への対応、社会のデジタル化
 - －在宅時間や家族で食を考える機会の増加、家庭での食育の重要性、ICTやAI等デジタル技術の有効活用
- 食育への関心と実践、食育活動の充実、連携強化

第3章 第3次計画の評価と課題

1 第3次計画の評価

- 第3次計画では、「心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくり」をめざし、4つの重点課題と取り組みの柱により、23の指標と31の数値目標を設定。
- 計画全体の評価検証を記載

取り組みの柱ごとの評価

(柱1) 若い世代を中心とした健全な食生活の実践

(1) 健やかな発育、基本的な生活習慣の形成（乳幼児期・学童期・思春期）

健康的な生活習慣の定着と実践（18～30歳代）

○関連する目標値の進捗状況（■は3次計画で新たに追加された指標）

◎: 目標値を達成
○: 直近値が計画策定時の現状値と比較して向上
▲: 直近値が計画策定時の現状値と比較して進捗がみられない

指標	計画策定時 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成状況	4次計画指標案 (R8)
① 朝食を食べる人の割合の増加	1～5歳	93.2% → 97.0%	100%	○	100%
	6～14歳	93.4% → 86.8%	100%	▲	100%
	15～19歳	85.6% → 82.1%	95%以上	▲	95%以上
	20歳代男性	51.4% → 57.1%	57%以上	◎	指標変更
	20歳代女性	69.2% → 75.8%	76%以上	○	指標変更
	30歳代男性	66.8% → 85.7%	73%以上	◎	指標変更
	30歳代女性	82.0% → 78.5%	90%以上	▲	指標変更
② 朝食に副菜を食べている子どもの割合の増加	29.3%	→ 39.8%	35%以上	◎	指標終了

- ・朝食を食べる児童・生徒、30歳代女性は計画策定時と比べ減少している。(指標①)
- ・子どもの朝食の内容は改善傾向。(指標②)

(2) 学校、保育所等における食育の推進

○関連する目標値の進捗状況（■は3次計画で新たに追加された指標）

◎: 目標値を達成
○: 直近値が計画策定時の現状値と比較して向上
▲: 直近値が計画策定時の現状値と比較して進捗がみられない

指標	計画策定時 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成状況	4次計画指標案 (R8)
① 給食施設(学校・児童福祉施設)において肥満・やせの状況を把握している割合の増加	78.3%	→ 83.4%	100%	○	指標変更
② 公立小中特別支援学校教職員の食に関する研修の受講率の増加	26.5%	→ 83.6%	50%以上	◎	指標変更
③ 学校給食での県産品使用割合の増加	29.7%	→ 28.4%	35%以上	▲	指標変更
④ 食育を7教科の中で実施した中学校の割合の増加(技術家庭科、保健体育を除く)	38.2%(H28)	→ 75.5%	100%	○	100%
⑤ 家庭・地域と連携した取り組みを行った学校(のべ数)の増加	3,718校	→ 4,137校 (令和元年度)	4,500校	▲	指標変更

- ・小中学校全体での食育推進の加速化。(指標②、④)
- ・給食現場での県産品の使用については、県産品の生産量が減少し、学校給食に必要な使用量の確保が困難な地域もあり漸減傾向。(指標③)
- ・家庭・地域と連携した取り組みを行った学校数の現状値は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を考慮し、令和元年度実績を使用。(指標⑤)

(柱2) 健やかな暮らしを支える食育活動の推進

(1) 健康寿命の延伸に向けた食の健康の推進（働き盛り・高齢期）

◎：目標値を達成
○：直近値が計画策定時の現状値と比較して向上
▲：直近値が計画策定時の現状値と比較して進捗がみられない

○関連する目標値の進捗状況（■は3次計画で新たに追加された指標）

指標	計画策定時 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成状況	4次計画指標案 (R8)
① 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合の増加（20歳以上）	42.8%(H28)→	67.0%	70%以上	○	75%以上
② 食事づくり（買物・調理・後片づけ）に参加する人の割合の増加(20歳以上)	男性	70.6% → 79.6%	75%以上	◎	指標終了
	女性	94.0% → 98.3%	95%以上	◎	指標終了
③ 毎日、家族や友人と楽しく食事をする人の割合の増加(20歳以上)	57.3% →	70.4%	68%以上	◎	指標変更
④ 食の健康協力店の店舗数の増加（登録店舗数）	7,947 店 →	8,524 店	9,000 店	○	9,300 店
⑤ 食の健康協力店の取り組み内容の充実（栄養成分の表示）	2,890 店 →	3,271 店	3,300 店	○	3,500 店

(2) 災害時の食の備えの普及

○関連する目標値の進捗状況

指標	計画策定時 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成状況	4次計画指標案 (R8)
災害に備え、非常用食料などを備蓄している世帯の割合の増加（世帯）	61.7% →	89.2%	75%以上	◎	変更検討

(柱3) 食や「農」に積極的に関わる活動の推進

(1) 消費者と生産者が支え合う県産県消（地産地消）の推進

◎：目標値を達成
○：直近値が計画策定時の現状値と比較して向上
▲：直近値が計画策定時の現状値と比較して進捗がみられない

○関連する目標値の進捗状況

指標	計画策定時 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)	達成状況	4次計画指標案 (R8)
① 地元や県内でとれた農林水産物を買っている人の割合の増加	71.7% →	66.4%	81%以上	▲	69.5% (※1)
② 直売所等利用者数の増加	2,384 万人 →	2,846 万人 (令和元年度)	2,830 万人	◎	3,700 万人 (※2)
③ 兵庫県認証食品流通割合（生鮮）の増加	27.7% →	40.0%	41.0%以上	○	2,320 品目 (※3)
④ 兵庫県認証食品の加工食品数の増加	842 品目 →	733 品目	1,030 品目	▲	

(※1, 2, 3) 農林水産ビジョン2030と整合性を図り設定（農林水産ビジョン (※1) R12 70.0% (※2) 4,180万人 (※3) 2,400品目）

- ・地元農林水産物を選ぶ県民は減少する一方、直売所等の利用者は増加（指標②）
- ・認証食品の加工食品数は、商品アイテムの見直し、原材料確保の困難、経営者の高齢化や廃業事業規模縮小等により計画策定時（H27）をピークに年々減少。（指標④）

(2) 食と「農」への積極的な関わりの推進

◎: 目標値を達成
○: 直近値が計画策定時の現状値と比較して向上
▲: 直近値が計画策定時の現状値と比較して進捗がみられない

○関連する目標値の進捗状況

指 標	計画策定時 (平成 27 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 3 年度)	達成状況	4次計画指標案 (R8)
楽農生活交流人口数の増加	1,153 万人/年	→ 1,108 万人/年	1,160 万人/年	▲	1,173 万人 (※1)

(※1) 農林水産ビジョン 2030 と整合性を図り設定 (農林水産ビジョン (※1) R12 1,224 万人)

(3) 地域色豊かな食文化の継承と創造

◎: 目標値を達成
○: 直近値が計画策定時の現状値と比較して向上
▲: 直近値が計画策定時の現状値と比較して進捗がみられない

○関連する目標値の進捗状況

指 標	計画策定時 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 3 年度)	達成状況	4次計画指標案 (R8)
地域の行事食、郷土料理を知っている人、作ることができる人の割合の増加 (20 歳以上)	知っている人	41.4% → 49.3%	50%以上	○	55%以上
	作ることができる人	18.4% → 24.1%	25%以上	○	30%以上

・第 3 次計画策定時 (H27) と比較して改善傾向にあるが、第 2 次計画策定時 (H23) の現状値 (知っている人 (64.9%)、作ることができる人 (27.1%)) には至っていない。

(柱 4) 食育推進のための体制整備

(1) 食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化

県民と一体となった活動の推進、推進体制の強化

◎: 目標値を達成
○: 直近値が計画策定時の現状値と比較して向上
▲: 直近値が計画策定時の現状値と比較して進捗がみられない

○関連する目標値の進捗状況 (■は 3 次計画で新たに追加された指標)

指 標	計画策定時 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 3 年度)	達成状況	4次計画指標案 (R8)
① 食育に関心のある人の割合の増加 (例示)	86.8%	→ 98.3%	90%以上	◎	終了検討
② 食育の意義を理解し、食育活動を実践している人の割合の増加 (20 歳以上)	47.4%	→ 66.3%	60%以上	◎	75%以上
③ 地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体の増加	360 団体	→ 675 団体	610 団体	◎	終了検討
④ 地域団体・関係団体が参画した市町食育推進会議の開催	19 市町	→ 38 市町	全市町	○	終了検討

2 優先して取り組むべき課題 (重点事項)

○若い世代の食育力の強化

ー特に 20 代、30 代への食育推進、若い女性のやせ

○多様な暮らし方を支援するための食育推進

ー在宅時間を活用した食育推進、新たな日常やデジタル化に対応した食育推進

○持続可能な食への理解を促進するための食育推進

ー食の循環、環境への影響 (SDGs、食品ロス)、食文化のさらなる継承、活動支援

○食育活動の充実に向けた連携推進体制の充実

ー健康経営に取り組む企業、食品関係事業者との連携

第4章 第4次計画のめざす姿

1 取り組みの柱と持続可能な開発目標（SDGs）との関連

	取り組みの柱	関連する SDGs
柱 1	子どもや若い世代を中心とした健全な食生活の実践	  
柱 2	健やかな暮らしを支える食育活動の推進	    
柱 3	持続可能な食を支える食育活動の推進	      
柱 4	食育推進のための体制整備	    

※持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標のこと。

2 第4次計画における食育推進に関する指標

(1) 指標及び目標値の考え方

第4次計画では、SDGsの考え方を踏まえた食育の推進や重点事項に対応した食育の推進の観点から、第3次計画を踏まえ、①目標を達成し、一層推進すべき目標、②目標を達成しておらず、引き続き目指すべき目標、③新たに設定する必要がある目標を設定。

(2) 食育の推進にあたっての目標 (23 指標) ※下線は新規・見直し指標

- (1) 朝食を食べる人を増やす (子ども・若い世代)
- (2) 児童福祉施設における食育計画を作成・実施している施設を増やす
- (3) 公立小中特別支援学校教職員における食に関する校内研修を実施している学校を増やす
- (4) 食育を7教科の中で実施した中学校を増やす
- (5) 学校給食を活用し、地場産物について指導している小・中学校を増やす
- (6) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べている人を増やす
 - ー日本型食生活や食事バランスガイドに関する学習の機会の増加
- (7) 地域などで共食できる場を増やす
- (8) 栄養・食生活改善を中心に健康づくりに取り組む企業を増やす
- (9) ゆっくりよく噛んで食べて人を増やす
- (10) 食の健康協力店の登録数を増やす
- (11) 食の健康協力店において栄養成分表示をする店を増やす
- (12) 家族の年齢や健康状態に応じて非常用食料などを備蓄している家庭を増やす
- (13) 地元や県内でとれた農林水産物を買っている人を増やす
- (14) 直売所等の利用者を増やす
- (15) 兵庫県認証食品数を増やす
- (16) 環境に配慮した農林水産物や食品を選ぶ人を増やす
 - ーエシカル消費行動項目数、エシカル消費に取り組む団体等と協働で取り組んだ事業数の増加
- (17) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人を増やす
- (18) 楽農生活交流人口を増やす
- (19) 地域の行事食、郷土料理を知っている人、作ることができる人を増やす
- (20) 食育の意義を理解し、食育活動を実践している人を増やす
- (21) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら実践する人を増やす
- (22) デジタル技術を活用した食育活動に取り組む組織・団体を増やす
- (23) 県の食育推進計画の指標と連動した指標を掲げる市町食育推進計画数を増やす

食育推進計画（第4次）における食育の推進に当たっての指標（案）

取組の柱	指 標		現状値（R2）	目標値（R8）	
（柱1） 子どもや若い世代を食生活の中心とした実践	継続	朝食を食べる人の割合の増加	(幼児1～5歳)	97.0%	100%
	継続		(児童・生徒6～14歳)	86.8%	100%
	見直し		(若い世代 15～30歳代 男性)	74.3%	82%以上
	見直し		(若い世代 15～30歳代 女性)	76.6%	84%以上
	見直し	児童福祉施設における食育計画を作成・実施している施設の割合の増加		今後把握	100%
	見直し	公立小中特別支援学校教職員における食に関する校内研修の実施率の増加		今後把握	100%
	継続	食育を7教科の中で実施した中学校の割合の増加（技術家庭科、保健体育を除く）		75.5%	100%
	見直し	学校給食を活用し、地場産物について指導している小・中学校の割合の増加		今後把握	100%
（柱2） 健康的な暮らしを支える推進	継続	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べている人の割合の増加（20歳以上）		67.0%	75%以上
	見直し	地域などで共食できる機会の増加	子ども食堂を設置している市町	〇〇市町	全市町
			地域高齢者の通いの場の数	〇〇カ所	〇〇〇カ所
	新規	栄養・食生活改善を中心に健康づくりに取り組む企業（給食施設）数		今後把握	〇〇施設
	新規	ゆっくりよく噛んで食べる人の割合の増加		今後把握	55%以上
	継続	食の健康協力店の店舗数の増加	(登録店舗数)	8,524店	9,300店
	継続	食の健康協力店の取り組み内容の充実	(栄養成分の表示)	3,271店	3,500店
見直し	家族構成や家族の健康状態に応じて非常食用料などを備蓄している世帯の割合の増加（世帯）		今後把握	75%以上	
（柱3） 持続可能な食を支える	継続	地元や県内でとれた農林水産物を買っている人の割合の増加		66.4%	69.5%
	継続	直売所等利用者数の増加		2,820万人	3,700万人
	見直し	兵庫県認証食品数の増加		2,246品目	2,320品目
	新規	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加（20歳以上）		今後把握	75%以上
	新規	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合の増加（20歳以上）		今後把握	80%以上
	継続	楽農生活交流人口数の増加		1,108万人/年(R元)	1,173万人/年
	継続	地域の行事食、郷土料理を知っている人、作ることができる人の割合の増加(20歳以上)	(知っている人)	49.3%	55%以上
(作ることができる人)			24.1%	30%以上	
（柱4） 体の食制た育整の備の進	継続	食育の意義を理解し、食育活動を実践している人の割合の増加（20歳以上）		66.3%	75%以上
	新規	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する人の割合の増加(20歳以上)		今後把握	80%以上
	新規	デジタル技術を活用した食育活動に取り組む組織・団体の増加		今後把握	100団体
	新規	県の食育推進計画の指標と連動した指標を掲げる市町食育推進計画数を増やす		今後把握	全市町

第5章 取り組みの柱ごとの具体的な施策展開

(柱1) 子どもや若い世代を中心とした健全な食生活の実践(SDGs 目標③④⑤)

5 指標 8 目標値

現状と今後の方向性

- 家庭を中心として、基本的な生活習慣の形成への意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要。子どもの朝食摂取率も低迷しており、家庭・学校・地域が連携した食育を強化する。
- 学校、保育所等は、子どもへの食育推進の場として大きな役割を担う。
栄養教諭を中核として、小中学校全体での食育の取り組みは加速しており、今後さらに、関係者が連携した食育を体系的・継続的に実施することが重要。
- 給食現場での県産品の使用については、県産品の生産量が減少し、学校給食に必要な使用量の確保が困難な地域もあり漸減傾向。学校給食での地場産品の一層の活用と家庭・地域と連携した食育活動を進めることが重要。
- 親世代の朝食を食べない習慣が、朝食を食べない家庭環境に影響している可能性もある。生活圏の拡大や行動の多様化等により生活リズムが乱れやすい環境にある若い世代に対しては、食品や情報へのアクセス改善の工夫が必要。

取り組むべき施策

(1) 健やかな発育、基本的な生活習慣の形成（子ども：乳幼児期・学童期・思春期）

一 妊産婦や乳幼児期への取り組み

- ・ 成育基本法や妊娠前からの食生活指針を踏まえ、成育過程にある者及び妊産婦に対する食育を推進
- ・ 乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成等に資するよう、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」等を踏まえて推進

一 就学前の子どもに対する食育の推進

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園における発達発育段階に応じた食育の推進
- ・ 保護者や地域の多様な関係者との連携、協働による食に関する取組を推進

一 学童期（小学生）への取り組み

- ・ 様々な料理を組み合わせ栄養バランスに配慮した食事を組み立てる力を伸ばす食育を推進

一 思春期（中学生・高校生）への取り組み

- ・ 将来に向け食生活を自己管理する力を伸ばす食育を推進

(2) 学校における食育の推進

一 食に関する指導の充実

- ・ 栄養教諭を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

- ・教職員の食への意識と、指導力・実践力を高めるため、「食育ハンドブック」の活用促進と食に関する校内研修の拡充
- ・農家等生産現場と連携・協力しながら、給食の時間等での栄養教諭による指導、校内放送や教材作成・配付等を充実

一学校給食の充実

- ・学校の教育活動全体を通じた食育を実践するため、学校給食・食育支援センター等と連携しながらより充実した食育の推進
- ・学校給食を「生きた教材」として活用することで、食育を効果的に推進
- ・地場産物使用の重要性に関係者が共通認識を持ち、連携・協働

※地場産物の活用は、生産地と消費地との距離が縮減されることにより、その輸送に係る二酸化炭素排出量が抑制される等、環境負荷の低減にも寄与するものであり、SDGsの観点からも推進

一食育を通じた健康状態の改善

- ・やせや肥満、食物アレルギー等の食に関する健康課題を有する児童生徒への取組

(3)健康的な生活習慣の定着と実践（若い世代：18～30歳代）

一若い世代への取組み

- ・マスコミ、インターネットやSNS等のデジタル技術を効果的に活用し、食に関する理解や関心を深め、健康的な生活習慣の定着と実践を促す食育を推進
- ・特に、20～30歳代の朝食摂取率は他の年代と比べて低いため、朝食摂取に向けた取組み強化

(4)家庭における食育の推進

一在宅時間を活用した食育の推進

- ・働き方や暮らし方の変化により、自宅で料理や食事をすることも増えてきており、家族との共食や栄養バランス、食文化、食品ロスなど、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進

一子どもや若者の育成支援における共食等の食育の推進

- ・ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う支援
- ・貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行う子供食堂等を含むNPO等に対する支援

(柱2) 健やかな暮らしを支える食育活動の推進 (SDGs①③⑧⑩⑪)

現状と今後の方向性

7 指標 8 目標値

- 生涯にわたる心身の健康を確保するため、家庭、学校、生産者、企業等と連携し、地域における食育の推進が必要。
- 主食、主菜、副菜を組み合わせた食事が入手しやすい環境づくりや、食事バランスガイドや日本型食生活のさらなる普及啓発が必要。

- 近年、様々な家族の状況や暮らしの多様化により、健全な食生活の実現が困難な立場にある者も存在。地域における様々な共食の場における食育を促進し、支援する。
- 災害に備え、非常用食料などを備蓄する世帯は増加。今後は、家族の健康状態等にも応じた備蓄を推奨する。

取り組むべき施策

(1)健康寿命の延伸に向けた食育の推進

－主食、主菜、副菜を組み合わせた食事摂取の促進

- ・「食育ガイド」や「食生活指針」、「食事バランスガイド」について関係機関を通じた普及啓発
- ・健康寿命の延伸を目指す「兵庫県健康づくり推進実施計画（第二次）」の趣旨を踏まえ推進
- ・ひょうご食の健康運動等を通じて、ごはん、大豆、減塩に加え、野菜や果物の取組を推進
- ・「栄養ケア・ステーション」等の関係団体の取組や、食生活改善推進員（いずみ会リーダー）や食育ボランティア等の活動を推進

－職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

- ・従業員等の健康管理とその一環として食育の推進という観点から、健康づくりに取り組む企業への支援を充実し、関係者との連携と協働を強化

－高齢者に関わる食育の推進

- ・地域高齢者の通いの場等において、兵庫県版フレイル予防改善プログラムを活用した効果的・効率的な健康支援

－地域等で共食できる場を増やす

- ・子ども食堂や地域高齢者の通いの場など、地域における様々な共食の場づくりを推進

－歯科保健活動における食育の推進

- ・8020 運動等の幼児期から高齢期までのライフステージに応じた歯と口の健康づくりを通じた食育の一層の推進

(2)自然に健康になれる食環境整備の推進

－食品関連事業者における食育の推進

- ・減塩食品や健康に配慮したメニュー提供など、栄養面に配慮した食品の選択及び利活用の推進に関する食育の推進（食の健康協力店、スマートミール導入店の登録促進）

－給食を通じた食育の推進

- ・健康増進法に基づく特定給食施設等への食育の視点も踏まえた指導助言の実施

(3)災害時の食の備えの普及促進

- ・近年、頻度を増す大規模災害等に備え、自治体、民間企業等における食料備蓄に加え、家庭での取組も重要であり普及啓発を推進
- ・災害時には、高齢者等の摂食嚥下機能が弱くなった方、食物アレルギーを持つ方、高血圧症など慢性疾患等に配慮した食品を備えておくことが重要

(柱3) 持続可能な食を支える食育活動の推進 (SDGs④⑧⑪⑫⑩⑬⑭⑮)

7指標 8目標値

現状と今後の方向性

- 食育の推進、特に食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林水産業に関する理解が重要であり、「食」と「農」のつながりの深化や、「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実が必要。
- 持続可能な食環境を維持するため、環境と調和のとれた食料生産とその消費等にも配慮した食育の推進が必要。
- 伝統的な食文化を次世代に継承していくため、食育活動を通じて県民の理解を深めるべく、地域の多様な食文化を支える多様な関係者による活動の充実が必要。

取り組むべき施策

(1)消費者と生産者が支え合う県産県消（地産地消）の推進

ー県民への農林水産物の購入機会の拡大

- ・「ひょうご農林水産ビジョン 2030」に基づき、食の安定供給に向けた流通システムの強化
- ・直売所の魅力向上、県産農林水産物の購入意欲向上
- ・兵庫県認証食品のプロモーション強化と流通拡大

ー学校給食を通じた県産県消の推進

- ・県産農林水産物を活用したメニュー導入、農林漁業体験の機会を提供する生産者等の情報発信

ー食と「農」に親しむ楽農生活の推進

- ・「楽農生活」を県民に広め、多自然地域や農林水産業の維持・活性化
- ・おいしいごはんを食べよう県民運動の推進
- ・兵庫楽農生活センター体験者数の増加に向け、新たな体験メニューの充実など施設全体の魅力アップ
- ・在宅時間の増加を利用して楽しめる家庭菜園や、農林漁業体験、食育等を通じて、食と「農」に親しむ楽農生活のさらなる推進

ー水産物の需要喚起と畜産物の県産県消の推進

- ・魚食普及の推進、水産物の消費拡大の推進、ひょうごの酪農への理解醸成活動

(2)環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進

ー持続可能な食につながるエシカル消費（人や社会、環境に配慮した消費行動）の推進

- ・「ひょうご消費生活プラン」に基づき、エシカル消費推進事業の展開、エシカル商品販売店の紹介
- ・過剰包装でないもの、容器がプラスチックでないもの、環境に配慮していることに関する表示（有機 JAS マーク、水産エコラベル等）のあるものなどを選ぶ消費者の増加

ー食品ロス削減に向けた食育の推進

- ・自治体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進
- ・外食時の食べきりや、小分け商品・少量パック商品・バラ売り等食べきれる量の購入促進
- ・小盛りメニュー等希望に沿った量で料理を提供する店舗の増加

- ・商品棚の手前に並ぶ期限の近い商品を購入する「てまえどり運動」の推進
- ・家庭で余っている食品をごみにせず、それを必要とする福祉団体等にスーパー等を通じて寄附する「ひょうごフードドライブ運動」の推進

(3)地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進

ー地域に根付いた食文化の継承と創造

- ・「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえた保護継承
- ・食文化を保護・継承していくため、各地域の郷土料理の調査などデータベースの構築やデジタル技術を活用した情報蓄積や普及啓発
- ・子どもや子育て世代に和食文化の普及活動を行う中核的な人材の継続的な育成
- ・11月24日の和食の日を中心とした県民に対する日本の食文化の理解増進の取組を推進
- ・和食の栄養バランスの良さについて、県内外への発信強化

ー給食での郷土料理等の積極的な導入、理解促進

- ・学校給食においても、地域の郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進
- ・病院や福祉施設、企業の食堂における地場産物を活用した献立や郷土料理の提供促進

(柱4) 食育推進のための体制整備 (SDGs②③④⑬⑱)

現状と今後の方向性

4 指標 4 目標

- 県内各地で様々な関係者がそれぞれの立場から食育に取り組み、全県的な広がりを持つ運動として推進。明るく楽しく、多様な食育推進運動を引き続き展開していくことが必要。
- 食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しい状況。食に関する国内外の幅広い情報をSNS等の多様な手段で提供するとともに、教育機会の充実を図ることが必要。
- 新型コロナウイルス感染拡大による「新しい生活」に応じて、対面での食育を安全に実施するとともに、より多くの県民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICT等のデジタル技術を有効活用する等により、食育を推進することが重要。
- 食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を生かし、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、多様な取組を推進していくことが重要。

取り組むべき施策

(1)食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化

- ・いずみ会リーダー（食生活改善推進員）の養成、いずみ会活動への支援
- ・食の健康運動リーダーによる活動支援
- ・食育の推進に係わる団体やボランティアの活動支援
- ・管理栄養士、栄養士の育成
- ・専門的知識を有する人材の養成・活用

(2) 県民と一体となった食育推進運動の推進、連携・協働体制の強化

－ひょうご食育月間の設定、普及啓発

- ・毎年10月を「ひょうご食育月間」を定め、周知と定着

－ひょうご”食の健康“運動の推進

- ・「食事はバランス ごはん、大豆と減塩で元気なひょうご」をキャッチフレーズとして展開

－おいしいごはんを食べよう県民運動の推進

－朝食をしっかりと食べるための取り組みの推進

- ・「ひょうご食の健康運動」、「おいしいごはんを食べよう県民運動」、「早寝早起き朝ごはん国民運動」など、様々な食育活動の場で朝食の大切さを普及啓発

(3) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報提供

－食品表示の理解促進

- ・消費者の更なる食品表示の活用に向け、原料原産地表示、栄養成分表示等を含め、戦略的な普及啓発

－食の安全安心に関する相談体制の整備

－リスクコミュニケーションの充実

- ・食品が有するリスクについて、県民、事業者、行政が意見交換できる学習機会の提供

－食品の安全性や栄養等に関する情報提供

- ・SNSなどの様々な媒体や各種イベント、食育ツールなどを活用した分かりやすい情報提供
- ・アレルギー対策も含め食生活と健康に関する医学的知見・科学的根拠の蓄積と情報発信

－ひょうご栄養・食生活調査の実施

- ・健康づくりや食育に関する施策の基礎資料として実施（直近は令和3年度）

(4) 「新しい生活様式」やデジタル化に対応した食育の推進

- ・「新しい生活様式」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法やノウハウを食育関係者間で情報共有
- ・SNS活用やウェブ上でのイベント開催及び動画配信、オンラインによる非接触型の食育の展開などの推進
- ・個人がいつでも手軽に使える優れた食育アプリ等について情報提供を行い、行動変容を促進

(5) 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

－多様な関係者の連携・協働の強化

- ・食育に係わる多様な関係者が、その特性や能力をいかし、主体的に、かつ互いが密接に連携・協働して、多様な取組を推進していくことが重要。
- ・食育推進会議の設置や、推進計画に地域における地産地消の目標を設定する等、地域の関係機関の協力による取組を推進

－市町食育推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ

- ・市町は、その食育推進会議を活用しながら多様な主体との連携・協働を推進。
- ・県は、市町における食育推進が一層充実するよう、推進計画の進捗状況や成果を把握し適切に支援。県と市町の食育推進計画の指標や目標値の連動性についても考慮。

－推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

- ・目標の達成状況の把握と評価を実施、評価を踏まえた施策の見直しと改善に努める。

－基本計画の見直し

- ・計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性等を適時適切に検討